

日南市立地適正化計画

第5回策定委員会資料

1. 各種会議意見への対応
2. 立地適正化計画の概要等
3. 計画の推進及び目標値の設定(案)

1. 各種会議意見への対応

進捗状況

立地適正化計画の検討の進め方

1. 関連する計画や他部局の関係施策等の整理

2. 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出

3. まちづくりの方針(ターゲット)の検討

4. 目指すべき都市の骨格構造の検討

5. 課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)の検討

6. 誘導施設・誘導区域等の検討

8. 防災指針の検討

7. 誘導施策の検討

9. 定量的な目標値等の検討

10. 施策の達成状況に関する評価方法の検討

立地適正化計画素案の作成

パブリックコメント・公聴会・ワークショップ等による住民意見の聴取

市町村都市計画審議会の意見聴取

第1回幹事会・作業部会 (R6.11.12)
第1回庁内検討会議 (R6.11.12)
第1回策定委員会 (R6.12.23)
第2回庁内検討会議 (R7.3.21)
第2回策定委員会 (R7.3.28)
第3回庁内検討会議 (R7.6.13)
第2回作業部会 (R7.7.22)
作業部会アンケート (R7.11)
第2回幹事会 (R7.12.22) ※
第4回庁内検討会議 (R8.1.22)
第3回策定委員会 (R8.2.12)
第3回幹事会 (R8.4.15)
第5回庁内検討会議 (R8.4.28)
第4回策定委員会 (R8.5.13)
第6回庁内検討会議 (R8.7.6)

第5回策定委員会 (R8.8.4) 【今回】

パブリックコメント (R8.8予定)
都市計画審議会 (R8.9予定)

※宮崎県津波浸水想定公表 (R7.8) 及び戸高川特定都市河川流域の案公表 (R7.10) があったため、開催時期を当初予定より延期した

1. 各種会議意見への対応

進捗状況

第4回策定委員会（R8.5.13）



第6回庁内検討会議（R8.7.6）



第4回策定委員会意見への回答と対応

意見	回答と対応
・ イエローゾーンが土砂災害特別警戒区域と記載されているので修正が必要。	・ 該当箇所を修正する。（素案P74）
・ ハザードマップの見直し主体は市、県は危険箇所の抽出等を担当しており、県・市とした方が良い。	・ 該当箇所を修正する。（素案P89）
・ 戸高川流域内で雨水浸透阻害行為を行う際、民間施設が行う行為に対して県が許可を出す流れのため、主体の修正が必要。	・ 県・事業者と修正する。（素案P89）
・ 大規模火災については記載しないのか。	・ 共通に「避難等の位置づけ」を行っている。防災指針の創設経緯から、主に水災害を記載している。
・ 避難施設については、市民が避難の際に参考となるような記載にしてほしい。	・ 防災部局と調整の上で、表現を検討する。
・ 災害リスク分析で、公共施設に消防や警察も含めるべきではないか。	・ 消防、警察についても分析を追加する。（本資料および素案P76～P79）
・ 防災・減災の取組みにグリーンインフラも入れた方が良い。	・ 追加する。（素案P89）

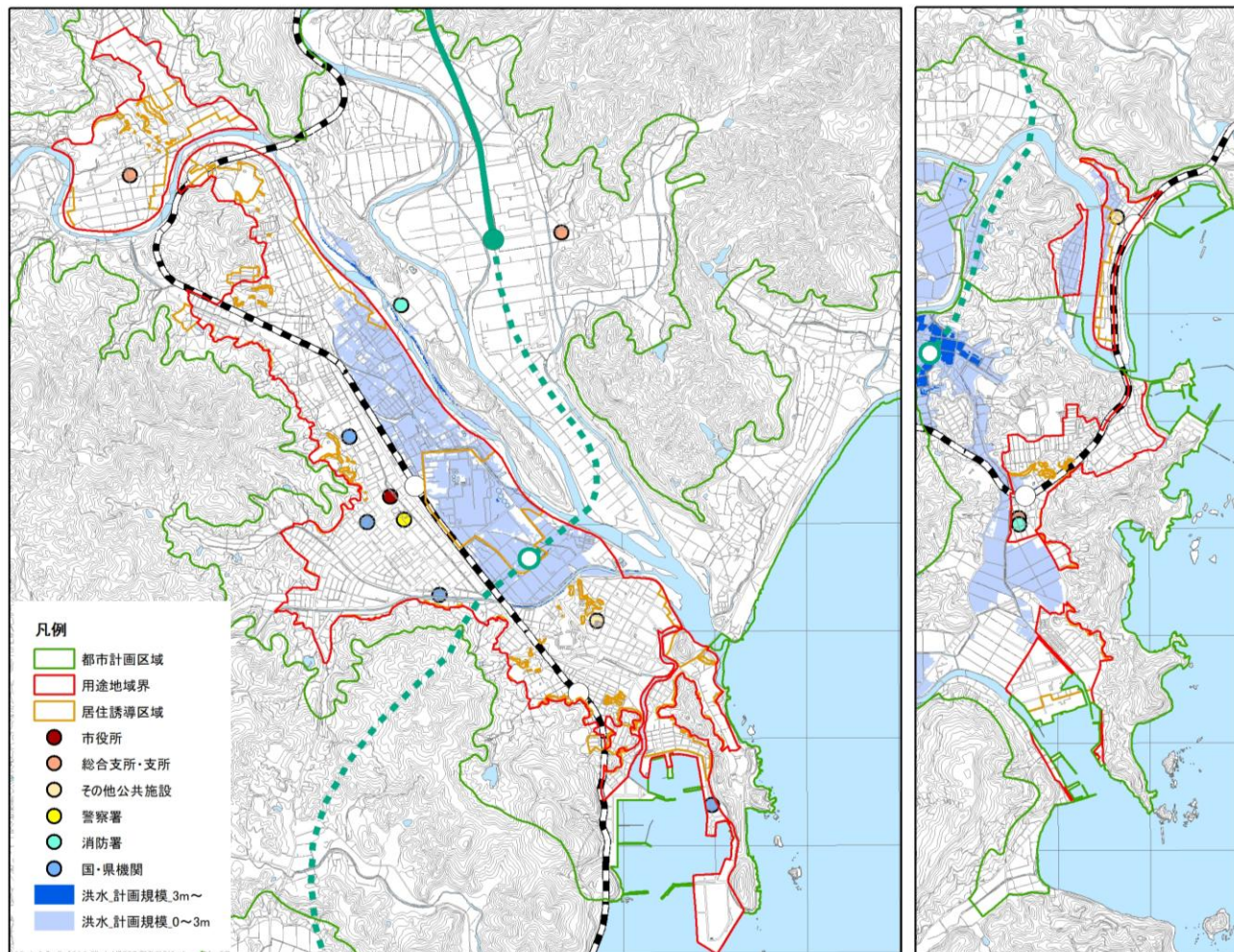
災害リスク分析 洪水(計画規模)×公共施設

- ・ 浸水想定区域内に公共施設は立地していない。

【区域別施設数】

	浸水深3 m以上	浸水深0m 以上3m未 満	区域外	合計
市役所			1	1
総合支所 ・支所			3	3
その他公 共施設			2	2
警察署			1	1
消防署・ 出張所			2	2
国・県機 関			4	4

※その他公共施設:まなびピア、大堂津公民館



※資料

洪水:国土数値情報(国土交通省)

公共施設:国土数値情報(国土交通省)

警察署・消防署:各HP

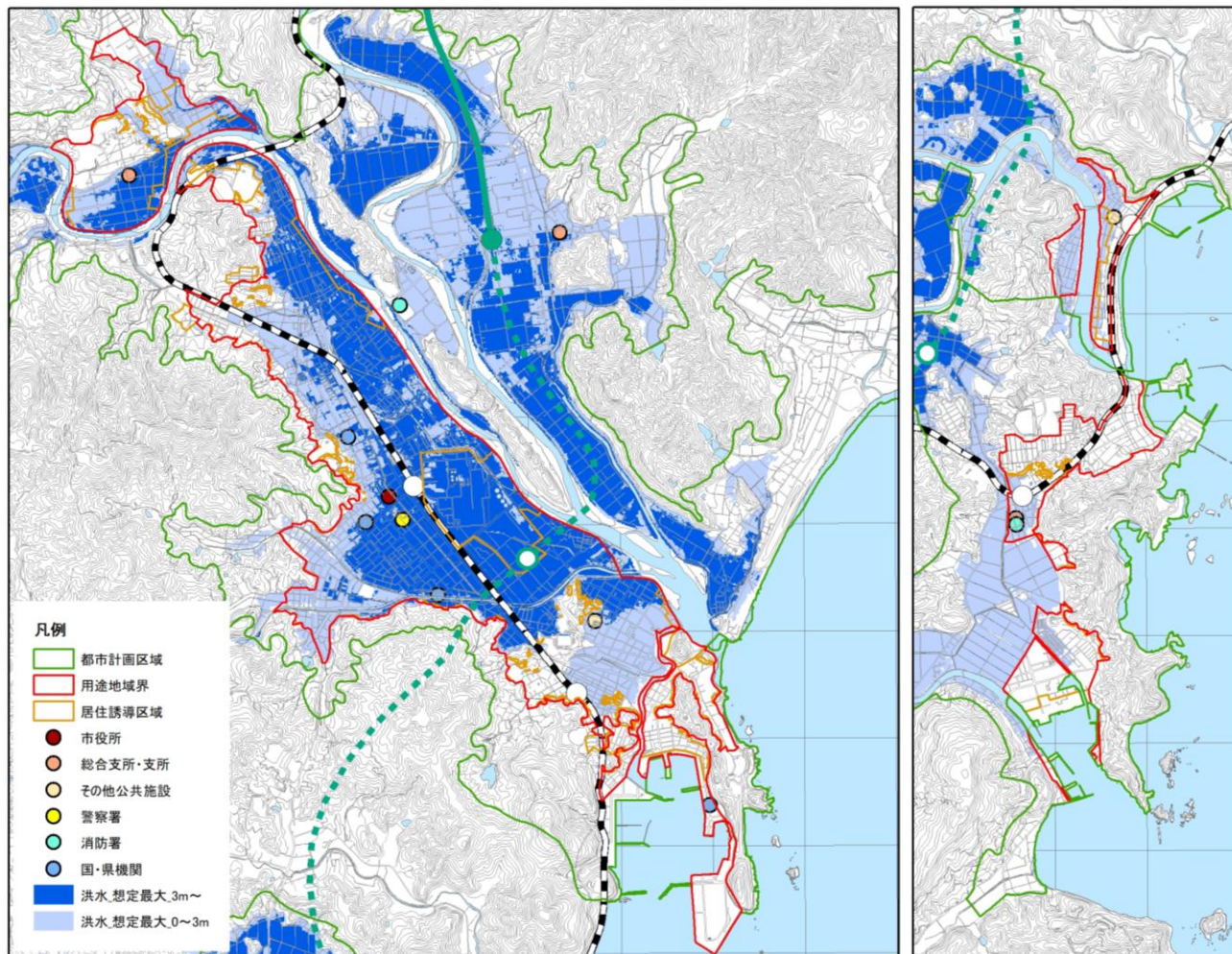
災害リスク分析 洪水(想定最大規模)×公共施設

- ・市役所、総合支所・支所、警察署、国・県機関が浸水深3 m以上の区域に立地しており、洪水時の機能維持対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深3 m以上	浸水深0m 以上3m未 満	区域外	合計
市役所	1			1
総合支所 ・支所	2	1		3
その他公 共施設		2		2
警察署	1			1
消防署・ 出張所		1	1	2
国・県機 関	2	1	1	4

※その他公共施設:まなびピア、大堂津公民館



※資料

洪水:国土数値情報(国土交通省)

公共施設:国土数値情報(国土交通省)

警察署・消防署:各HP

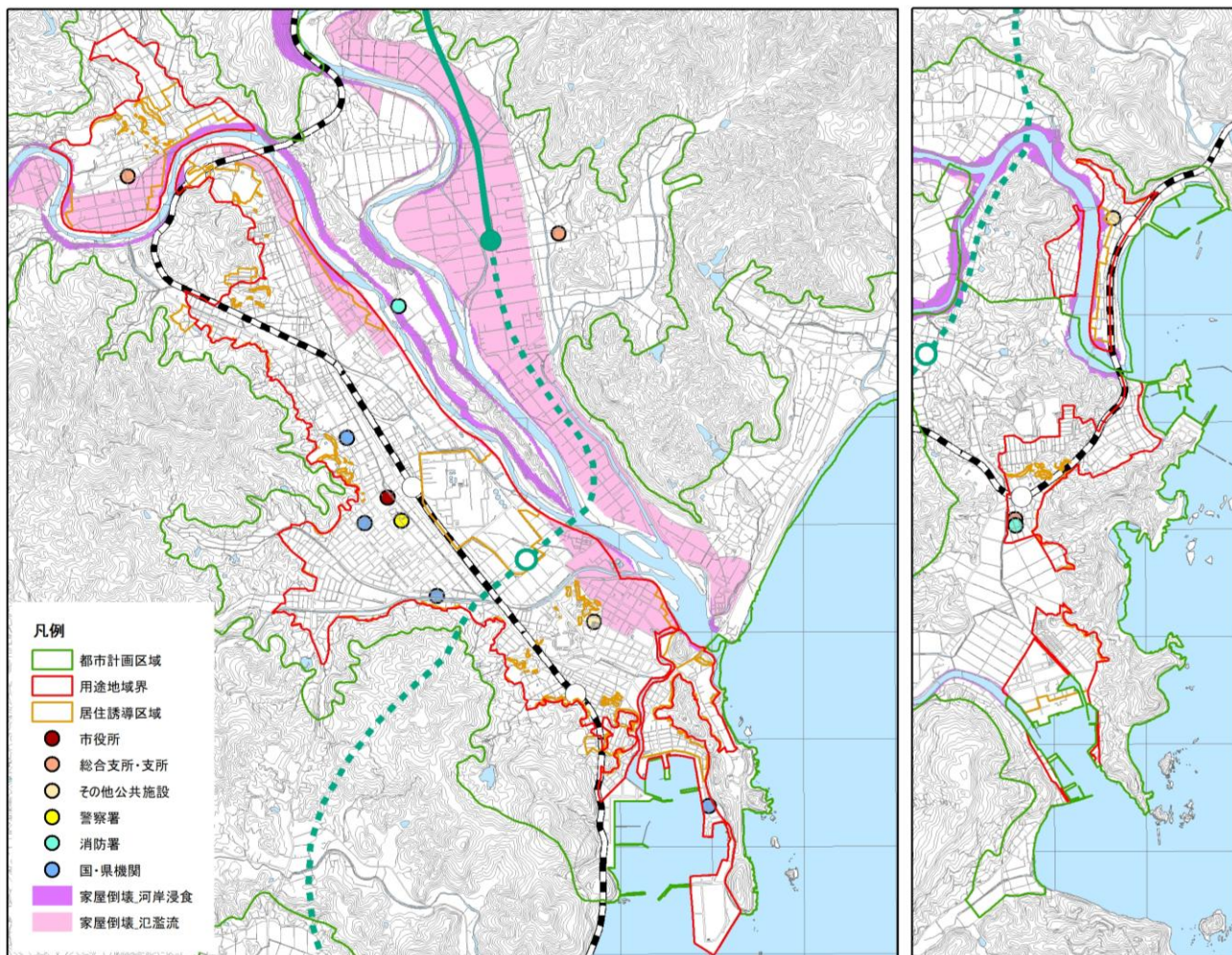
災害リスク分析 家屋倒壊等氾濫想定区域×公共施設

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域内に消防署が立地しており、洪水時の河岸浸食対策が求められる。

【区域別施設数】

	氾濫流	河岸浸食	区域外	合計
市役所			1	1
総合支所・支所			3	3
その他公共施設			2	2
警察署			1	1
消防署・出張所		1	1	2
国・県機関			4	4

※その他公共施設：まなびピア、大堂津公民館



※資料

洪水：国土数値情報(国土交通省)
 公共施設：国土数値情報(国土交通省)
 警察署・消防署：各HP

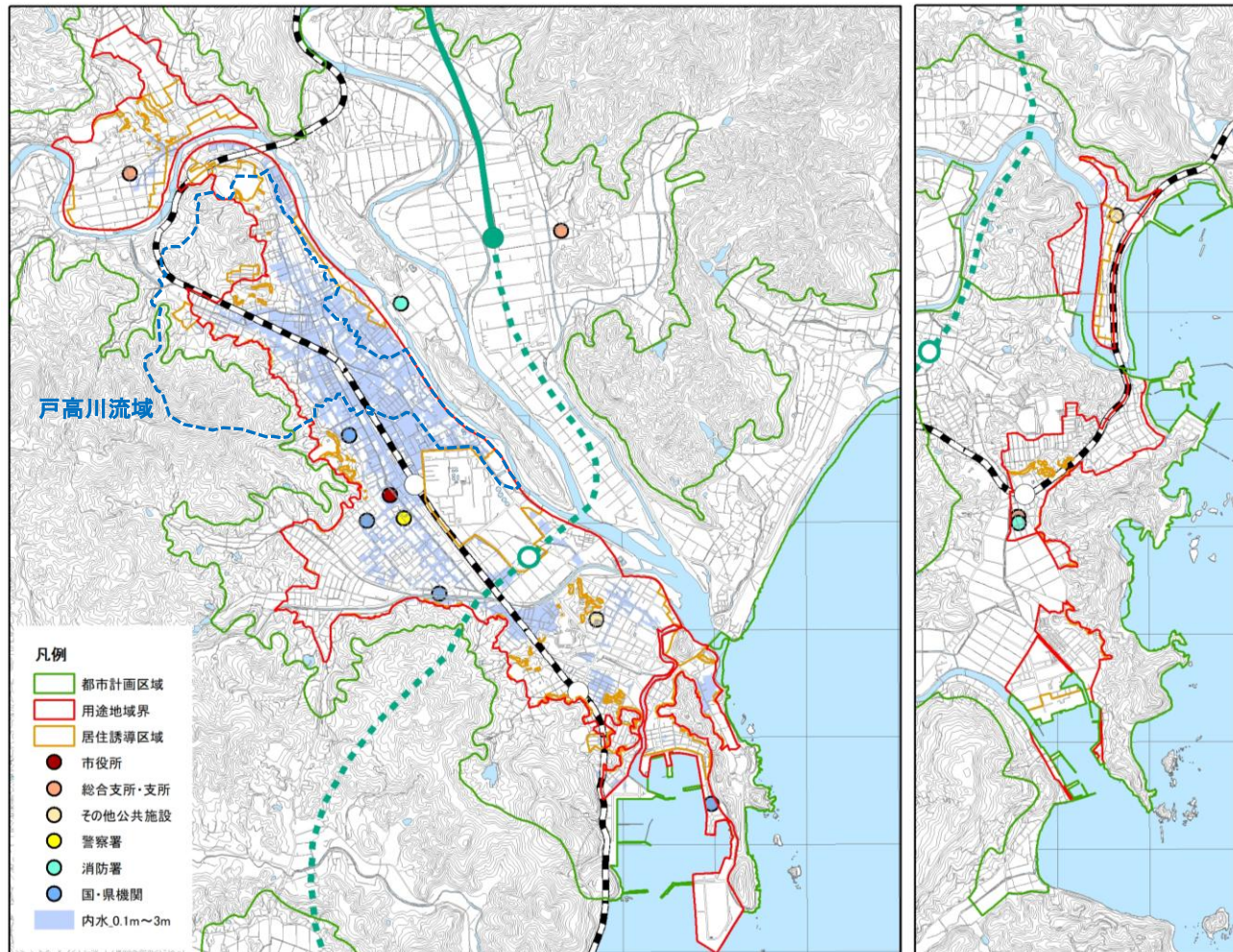
災害リスク分析 内水浸水想定区域×公共施設

- ・市役所、警察署が浸水想定区域内に立地しており、内水時の機能維持対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深3m以上	浸水深0m以上3m未満	区域外	合計
市役所		1		1
総合支所・支所			3	3
その他公共施設			2	2
警察署		1		1
消防署・出張所			2	2
国・県機関			4	4

※その他公共施設：まなびピア、大堂津公民館



※資料

内水：日南市

公共施設：国土数値情報(国土交通省)

警察署・消防署：各HP

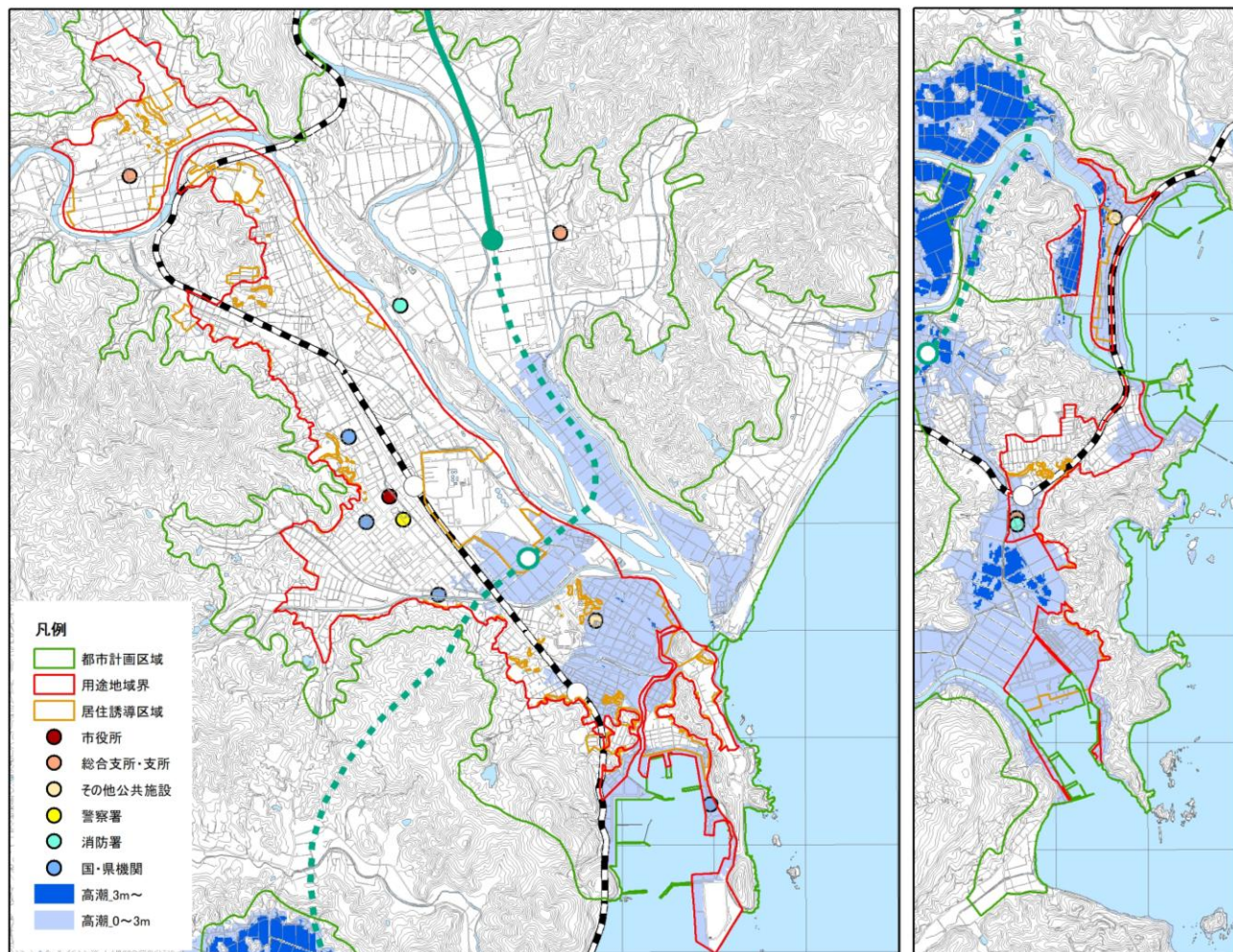
災害リスク分析 高潮浸水想定区域×公共施設

- ・総合支所・支所、その他公共施設、消防署・出張所、国・県機関が浸水想定区域内に立地しており、高潮時の機能維持対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深3m以上	浸水深0m以上3m未満	区域外	合計
市役所			1	1
総合支所・支所		1	2	3
その他公共施設		2		2
警察署			1	1
消防署・出張所		1	1	2
国・県機関		1	3	4

※その他公共施設：まなびピア、大堂津公民館



※資料

高潮：国土数値情報(国土交通省)

公共施設：国土数値情報(国土交通省)

警察署・消防署：各HP

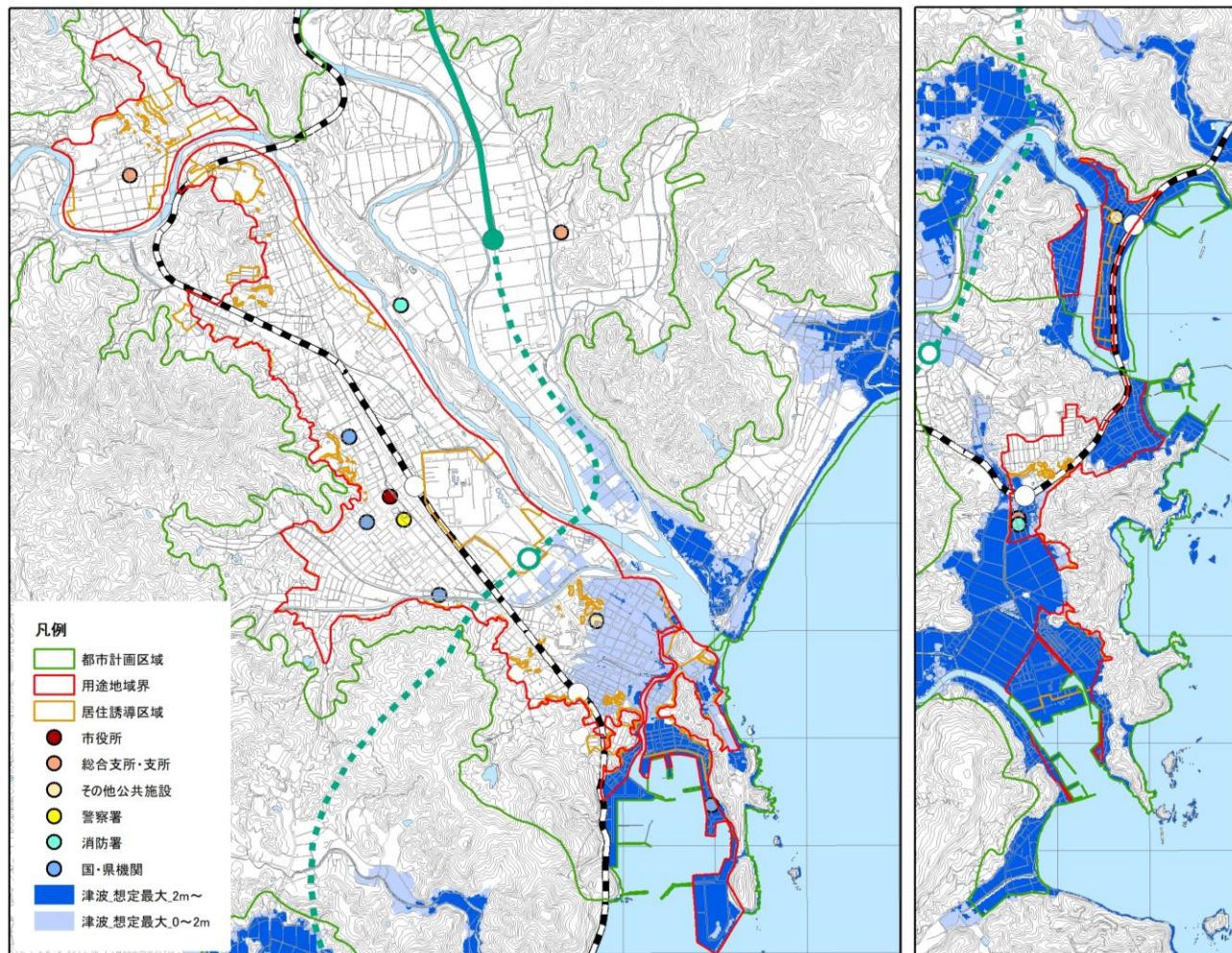
災害リスク分析 津波浸水想定区域×公共施設

- ・総合支所・支所、その他公共施設、消防署・出張所、国・県機関が浸水想定区域内に立地しており、津波時の機能維持対策が求められる。

【区域別施設数】

	浸水深2m以上	浸水深0m以上2m未満	区域外	合計
市役所		1		1
総合支所・支所	1		2	3
その他公共施設	1	1		2
警察署			1	1
消防署・出張所	1		1	2
国・県機関	1		3	4

※その他公共施設：まなびピア、大堂津公民館



※資料

津波：国土数値情報(国土交通省)

公共施設：国土数値情報(国土交通省)

警察署・消防署：各HP

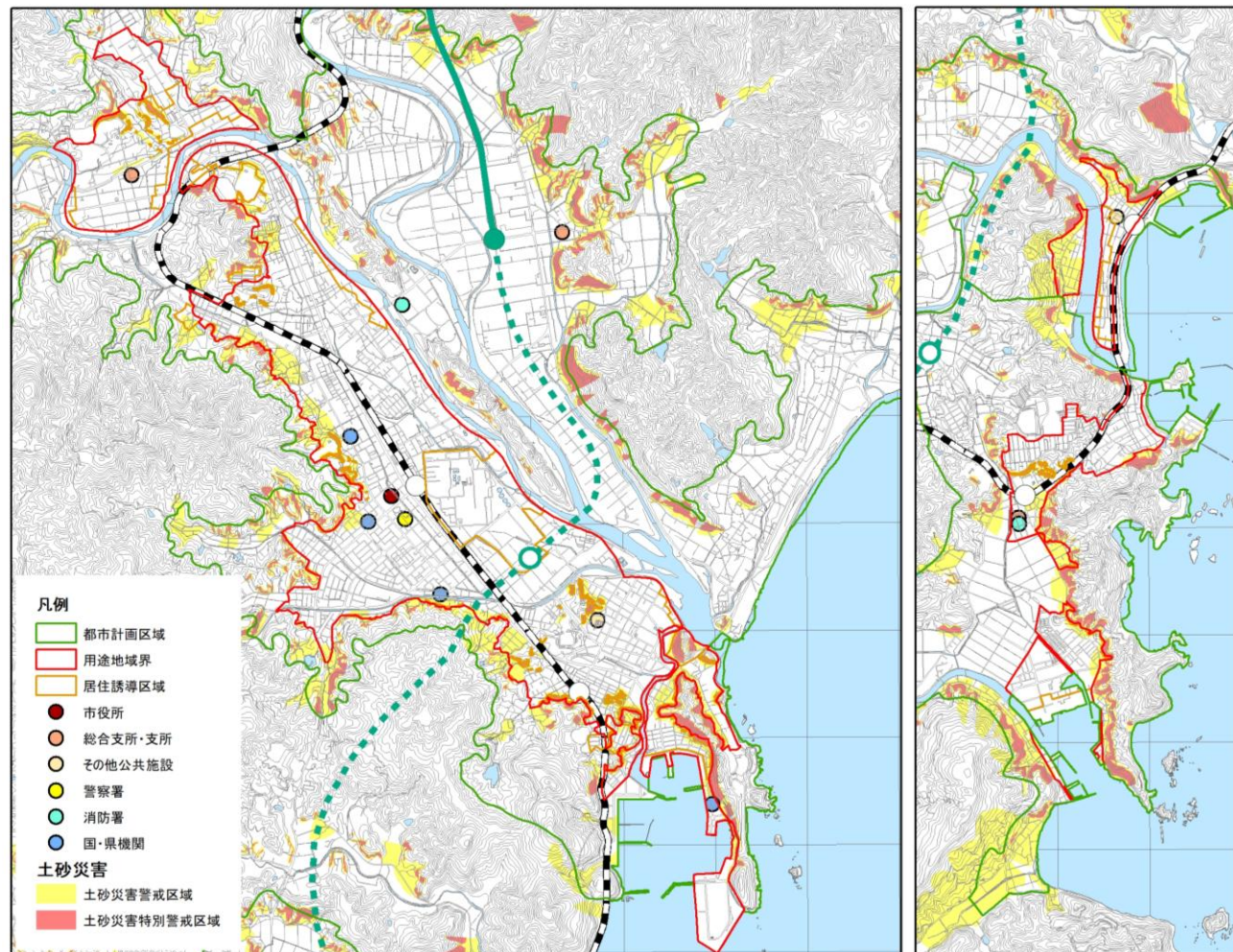
災害リスク分析 土砂災害警戒区域×公共施設

- ・土砂災害警戒区域内に公共施設は立地していない。

【区域別施設数】

	土砂災害 特別警戒 区域	土砂災害 警戒区域	区域外	合計
市役所			1	1
総合支所 ・支所			3	3
その他公 共施設			2	2
警察署			1	1
消防署・ 出張所			2	2
国・県機 関			4	4

※その他公共施設:まなびピア、大堂津公民館



※資料

土砂災害:国土数値情報(国土交通省)

公共施設:国土数値情報(国土交通省)

警察署・消防署:各HP

2. 立地適正化計画の 概要等

制度概要

■立地適正化計画とは？

人口減少や少子高齢化などが進む中で、都市や居住の機能を集約し、持続可能な都市経営を行うために、コンパクトなまちづくりを促進するための計画。

■意義と役割

- ・ 様々な都市機能の誘導により、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープラン
- ・ コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進
- ・ 居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢
- ・ 計画の達成状況を評価し、状況に合わせて計画を見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能

■計画の策定状況（令和7年7月31日現在）

- ・ 全国935都市で取り組み、うち643都市が計画作成・公表（宮崎県内は12都市）。

■国の支援

- ・ 誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援)、公共公益施設の整備等への支援。

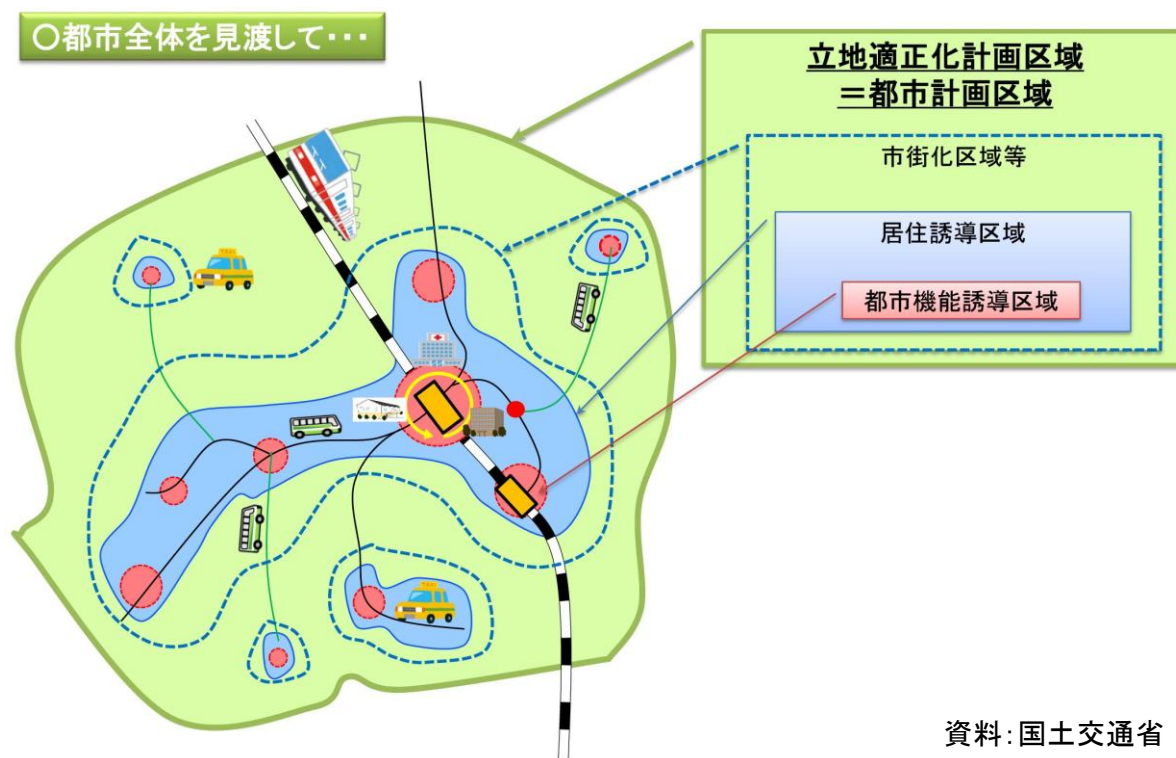
施策の内容

・ 計画内容

- ・ 策定主体は市町村。
- ・ 計画の対象区域は都市計画区域（日南市の場合、日南都市計画区域および南郷都市計画区域）。

【主な計画内容】

必須	<ul style="list-style-type: none">・ 立地適正化計画区域・ 基本的な方針・ 都市機能誘導区域・ 同 誘導施設・ 居住誘導区域・ 防災指針
任意	<ul style="list-style-type: none">・ 居住調整区域・ 跡地等管理区域・ 駐車場配置適正化区域

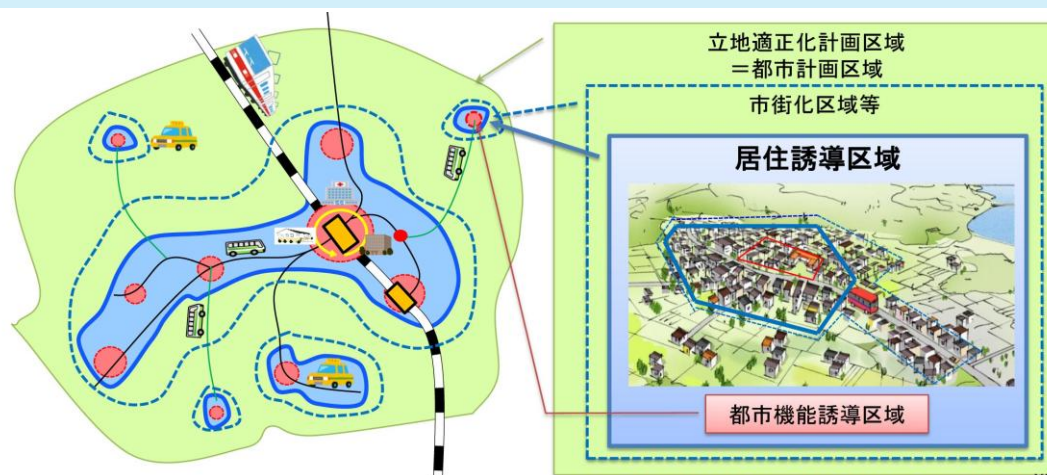


資料：国土交通省

施策の内容

・ 居住誘導区域

- ・ 人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
- ・ 農振農用地などには指定できない。
- ・ 区域外で3戸以上の住宅の建築や開発行為を行う場合は届出が必要。



資料: 国土交通省

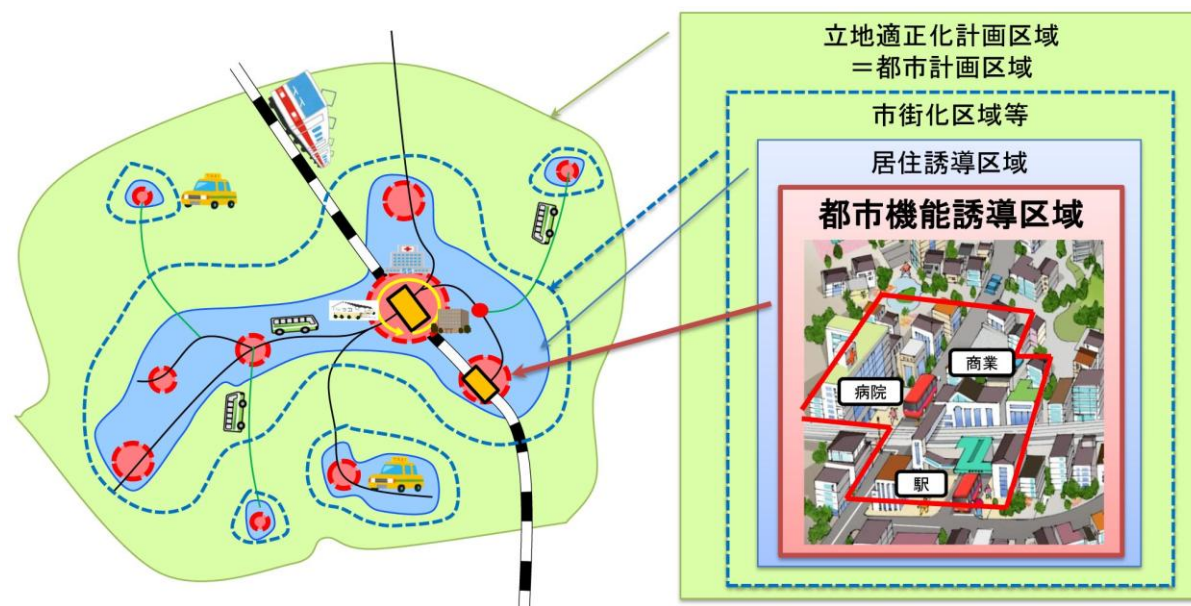
【対象区域】

考え方	対象区域
定めることが考えられる区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域 ・ 中心拠点及び生活拠点の都市機能の利用圏として一体の区域 ・ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域
定めない区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化調整区域、災害危険区域、農振農用地、自然公園特別区域、保安林、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域 など
含まないとすべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波災害特別警戒区域 など
適当でないと判断される場合は含まないとすべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、浸水想定区域 など
慎重に判断することが望ましい区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により住宅が制限されている区域（工業専用地域、流通業務地区等）など

施策の内容

・都市機能誘導区域

- ・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
- ・都市機能誘導区域は居住誘導区域の中に設定。
- ・区域の数は、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定める。



資料:国土交通省

【対象区域】

考え方	対象区域
定めることが考えられる区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域 ・ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等 ・ 都市の拠点となるべき区域

施策の内容

・誘導施設

- ・都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設。
- ・誘導施設が無い場合、都市機能誘導区域は設定できない。
- ・区域外で誘導施設の新築・改築や開発行為を行う場合は届出が必要※。
- ・既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後に必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられる。

【対象施設】

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中核的な行政機能 例. 本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

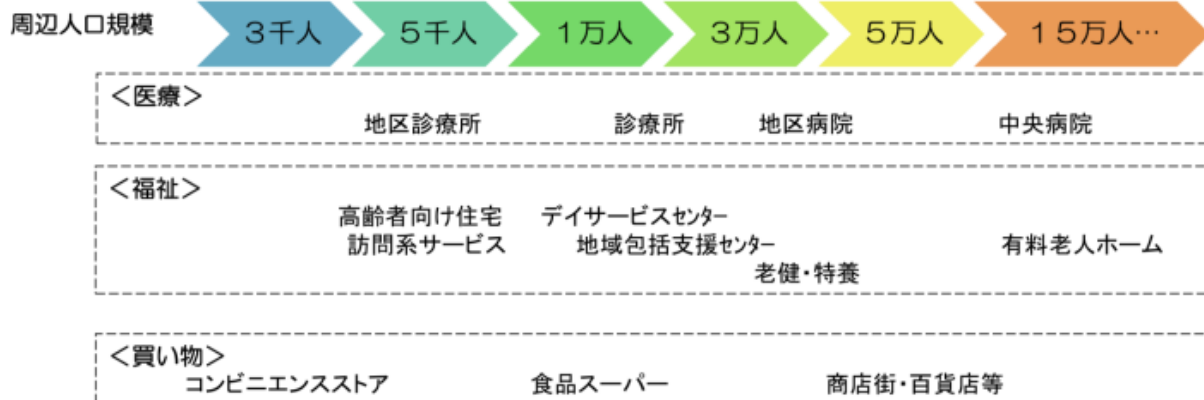
2. 立地適正化計画の概要等

(参考)利用人口と都市機能

(参考) 利用人口と都市機能



- 商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

商業施設の商圈と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圈や立地戦略は様々

* コンビニエンスストア

大都市住宅地⇒商圈：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客

その他の地域⇒商圈：半径2～3キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：3,000人～4,000人、流動客

* 食品スーパー（2,000～3,000㎡規模） ⇒ 周辺人口1～3万人

* ドラッグストア（1,000～1,500㎡規模） ⇒ 周辺人口1～3万人

国土交通省 都市局 第2回都市再構築戦略検討委員会

有限会社 リティルウォーク 代表 服部年明 氏 プレゼン資料より抜粋 38

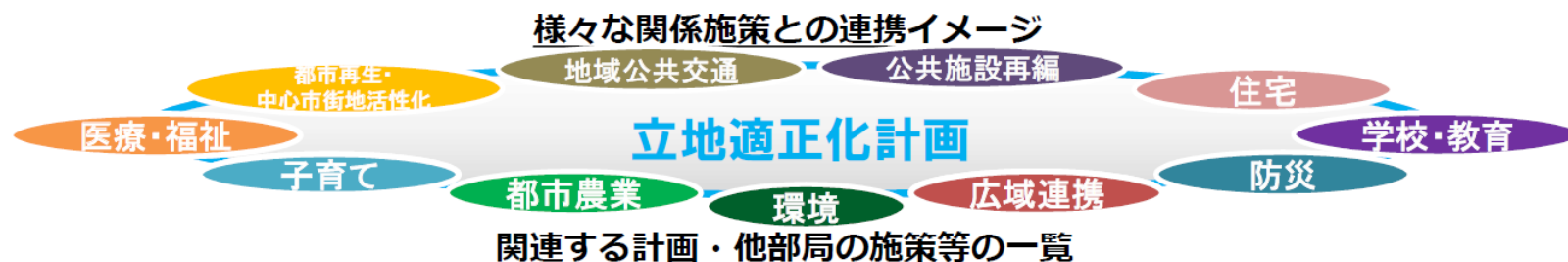
【駅1km圏人口】

	2020年	2045年
日南駅1km圏	6,275人	4,772人
吾田東小周辺 (馬越交差点 1km圏)	7,291人	5,431人
油津駅1km圏	5,523人	3,623人
飢肥駅1km圏	4,273人	2,673人
南郷駅1km圏	2,763人	1,825人

策定の視点

・多様な分野との連携

- ・立地適正化計画は、都市計画だけでなく、交通、医療、福祉など様々な分野と関連する計画であり、それらの計画との連携や、横断的な施策の検討・展開が必要。



関連する計画	他部局の施策等		
<ul style="list-style-type: none"> 市町村の総合計画 市町村マスタープラン 都市計画区域マスタープラン 地方版総合戦略 流域水害対策計画 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画 中心市街地活性化基本計画 公共施設等総合管理計画 農業・林業 <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域整備計画 地域森林計画 市町村森林整備計画 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画 都道府県住生活基本計画 福祉・医療 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県医療計画 市町村介護保険事業計画 市町村高齢者居住安定確保計画 市町村地域福祉計画 	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画 低炭素まちづくり計画 地方公共団体実行計画 (地球温暖化対策推進法) インフラ長寿命化計画
等		等	等
参考となる指針等			
<ul style="list-style-type: none"> まちづくりのための公的不動産有効活用ガイドライン 健康・医療・福祉のまちづくりのための推進ガイドライン まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量（歩数）調査のガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 都市構造の評価に関するハンドブック 鉄道沿線まちづくりガイドライン スマート・プランニング実践の手引き 	等	11

資料：国土交通省

立地適正化計画の位置づけ

- ・立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や商業、医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通に関する包括的なマスタープランであり、都市計画マスタープランの一部とみなされます。
- ・本市の最上位計画である「日南市重点戦略プラン」や宮崎県の都市計画区域マスタープランといった上位計画に即して作成することが必要になります。

日南市重点戦略プラン

南那珂圏域都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針
(都市計画区域マスタープラン)
【県策定】(都市計画法第6条の2)

即する

即する

日南市都市計画マスタープラン
(都市計画法第18条の2)

日南市立地適正化計画
(都市再生特別措置法第81条)

※立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされる。
(都市再生特別措置法第82条)

連携

日南市
地域公共
交通網
形成計画

届出制度について

- ・ 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の外で一定規模以上の開発行為や建築行為を行う場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、市長への届出が必要。

【居住誘導区域に係る届出】

対象区域		居住誘導区域外	【例】		
対象行為	開発行為	<ul style="list-style-type: none">3戸以上の住宅の建築目的の開発行為1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	<div>届出必要</div>  3戸以上の開発行為	<div>届出必要</div>  1,000㎡以上の1～2戸の開発行為	<div>届出不要</div>  1,000㎡未満の1～2戸の開発行為
	建築等行為	<ul style="list-style-type: none">3戸以上の住宅を新築しようとする場合、建築物を改築または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	<div>届出必要</div>  3戸以上の建築等行為	<div>届出不要</div>  1～2戸の建築等行為	

【都市機能誘導区域に係る届出】

対象区域		都市機能誘導区域外	対象区域	都市機能誘導区域内
対象行為	開発行為	<ul style="list-style-type: none">誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為	対象行為	<ul style="list-style-type: none">誘導施設を休止する場合誘導施設を廃止する場合
	建築等行為	<ul style="list-style-type: none">誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合建築物を改築して、誘導施設を有する建築物とする場合建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合		

都市計画区域

都市機能誘導区域

届出不要


開発・建築

届出必要


休止・廃止

届出必要


開発・建築

居住誘導区域の設定

- ・ 各種条件および庁内意見より、居住誘導区域を以下の通り設定する（878ha）。

条件②により除外

【居住誘導区域】

条件①により除外

条件③により除外

条件④により追加

条件①により除外

凡例

用途地域界
居住誘導区域

【居住誘導区域人口】

年	人口	人口密度
2020年 (現状)	25,575人	29.1人/ha
2045年 (将来)	17,755人	20.2人/ha

【設定条件】

条件① 居住の誘導に適さない区域の除外
法令で指定されている工業専用地域、臨港地区、大規模な公園、学校を除外

条件② 居住密度の低い区域の除外
現状・将来で人口密度が20人/ha未満かつ自然的土地利用が大半の区域を除外

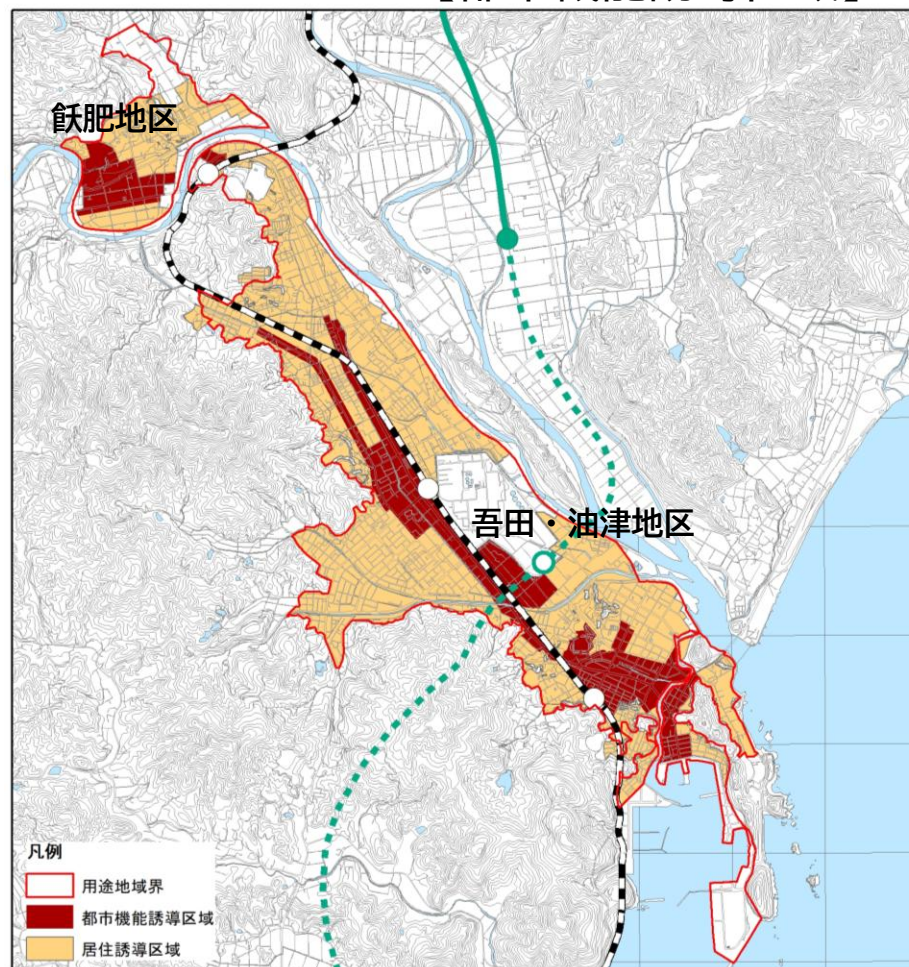
条件③ 災害リスクの高い区域の除外
災害リスクの高い、土砂災害特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）、地すべり防止区域、津波浸水想定区域の一部を除外

条件④ 検討対象区域と一体の区域の検討
市街地形成等の状況から検討対象区域と一体の区域を追加

都市機能誘導区域の設定

- ・ 前述の条件より抽出した都市機能誘導区域は以下の通り（207ha）

【都市機能誘導区域】



【都市機能誘導区域人口】

年	人口	人口密度
2020年 (現状)	5,316 人	25.7 人/ha
2045年 (将来)	3,472 人	16.8 人/ha

【設定条件】

条件① 将来都市構造との整合かつ都市機能の誘導に適した用途地域
中心拠点、地域生活拠点、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（工業利用以外）

条件② 公共交通で到達可能な区域
鉄道駅より半径800m、バス停より半径300m

条件③ 都市機能等の立地のない区域を除外
現況土地利用において都市機能等の立地のない区域を除外

条件④ 都市機能等が立地している区域を追加
現況土地利用において都市機能等が立地している区域を追加

誘導施設の設定

- ・ 中心拠点、地域生活拠点の役割および現状の立地状況に基づき、区域別の誘導施設を以下の通り設定する。

機能	施設	考え方	中心拠点	地域生活拠点		
			吾田・油津	飢肥	大堂津	南郷
商業、観光拠点機能	大規模小売店舗	市の中核的な商業施設であり、拠点の中心性と集客力を維持する上で、拠点に立地することが望ましい施設であることから、誘導施設に位置付ける。	● (1,000㎡以上)	● (500㎡以上)	● (500㎡以上)	● (500㎡以上)
	オフィス (情報サービス)	市として助成制度による誘致を図っており、若年者の流出防止や地域内の交流促進が期待されることから、誘導施設として位置づける。	●	●	●	●
	資料館	飢肥や油津の歴史資源であり、観光交流を推進する施設として位置づける。	●	●		
医療・福祉機能	救急告示病院	地域医療の拠点であり、健康な市民生活の基本となる施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●		●	
	子育て支援センター (併設施設を除く)	子育てに関する相談や交流、預かりとともに自由に利用できる子育て支援拠点であることから、誘導施設に位置づける。	●			
	地域包括支援センター	高齢者福祉の中心として拠点に立地していることから、誘導施設に位置付ける。	●	●		●
文化・集い機能	文化センター	市全体の文化活動の中心的な拠点であることから、誘導施設に位置付ける。	●			
	資料館 (再掲)	飢肥や油津の歴史資源であり、観光交流を推進する施設として位置づける。	●	●		
行政・その他公共機能	市役所本庁舎	全市民による利用が想定され、市の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●			
	総合支所	旧町単位の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。				●

※大規模小売店舗の例：1,000㎡以上 コープ日南店、500～1,000㎡ スーパーとむら飢肥店

防災まちづくりの将来像・取組方針

- ・用途地域内に、洪水（想定最大規模）3 m以上、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）、津波（想定最大規模）2 m以上の区域の災害リスクの高い区域が存在。一方で、風水害及び津波避難施設が上記区域内に整備されている。
- ・公共施設、医療・福祉施設は、洪水、内水、高潮、津波のリスクがあり、災害時に避難や復旧拠点として機能や要配慮者の垂直または水平避難の適切な誘導等が求められる。
- ・上記状況から、区域除外等のリスク回避を行いつつも、適切な避難誘導等のリスク低減策の推進が求められる。

（将来像）

災害リスクを考慮した市街地の安全対策

港や沿岸部で津波浸水等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成する。

（取組方針）

災害リスクの回避

- ・災害リスクの低い区域への居住の誘導
- ・築堤及び掘削などの河川改修。
- ・港湾の地震・津波対策
- ・海岸の護岸整備

など

災害リスクの低減

- ・総合的な治水対策
- ・避難施設の整備、津波避難場所の確保
- ・ハザードマップ等の作成
- ・要配慮者対策の推進
- ・緊急輸送等のための交通インフラの確保 など

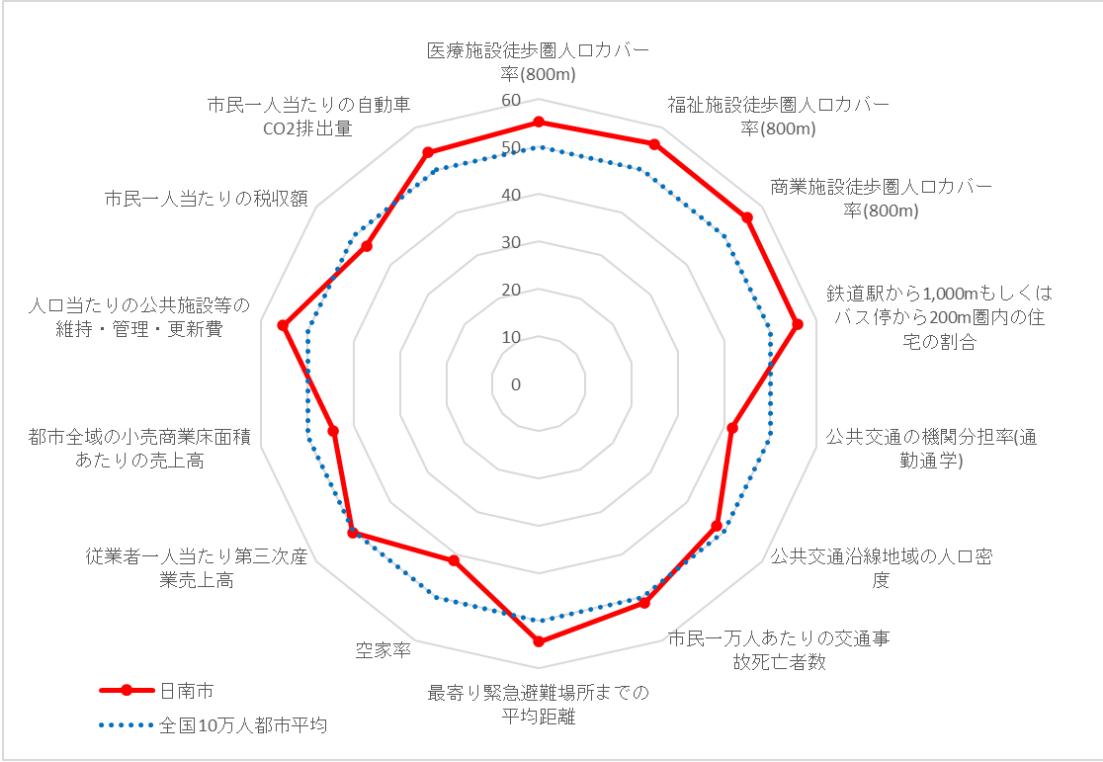
3. 計画の推進及び 目標値の設定(案)

3. 計画の推進及び目標値の設定(案)

都市構造分析(おさらい)

- 日常生活面で、医療、福祉、商業、公共交通の利便性は類似都市より高く、環境は整っているが、公共交通の利用率は低い。
- 安全性の面で空き家率が高く、また1人当たり税収が低く財政面で厳しい。

【類似都市との比較（偏差値）】



【類似都市との比較】

指標	単位	日南市	全国10万人都市平均	偏差値 (10万人以下)
医療施設徒歩圏人口カバー率	%	64.4	54.1	55.2
福祉施設徒歩圏人口カバー率	%	50.3	34.8	56.1
商業施設徒歩圏人口カバー率	%	44.6	31.6	56.0
鉄道駅から1,000mもしくはバス停から200m圏内の住宅の割合	%	61.1	51.4	55.9
公共交通の機関分担率(通勤通学)	%	4.0	8.4	41.8
公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	8.9	10.7	47.9
市民一人あたりの交通事故死亡	人	0.4	0.5	51.3
最寄り緊急避難場所までの平均距離	m	580.2	747.3	54.4
空家率	%	13.6	9.5	41.4
従業者一人当たり第三次産業売上	百万円/人	13.0	12.7	50.2
都市全域の小売商業床面積あたりの売上高	万円/m ²	72.8	82.2	44.4
人口当たりの公共施設等の維持・管理・更新費	千円	488.7	854.7	55.3
市民一人当たりの税収額	千円	91.8	120.0	46.5
市民一人当たりの自動車CO2排出	t-CO2/年	1.3	1.7	54.1

※都市のモニタリングシート(国土交通省)より作成

都市構造分析(おさらい)

(都市構造分析(都市計画区域)まとめ)

人口	<ul style="list-style-type: none">・用途地域内は大半が20人/ha以上であり、40人/ha以上も多い。・将来は、飢肥駅や油津駅周辺などで20人/ha未満に減少する地域が発生しており、古くからの市街地での人口減少が顕著。
公共交通	<ul style="list-style-type: none">・公共交通の徒歩圏は用途地域のほぼ全域をカバー。・運行本数は多くないものの、公共交通を利用できる環境にはある。
都市機能	<ul style="list-style-type: none">・商業施設、医療施設、子育て支援施設の徒歩圏、高齢者福祉施設の利用圏は、大半の用途地域をカバーしており、都市機能の利用環境は整っている。
類似都市比較	<ul style="list-style-type: none">・日常生活面で、医療、福祉、商業、公共交通の利便性は類似都市より高く、環境は整っているが、公共交通の利用率は低い。・安全性の面で空き家率が高く、また1人当たり税収が低く財政面で厳しい。

(課題整理)



- ・市全体の生活利便性を確保していくため、鉄道駅を中心とした用途地域内への都市機能の維持と誘導が必要。
- ・効率的な都市を構築していくために、都市基盤などの既存ストックが残る市街地への居住の誘導が必要。

基本的な考え方(おさらい)

(都市構造の特徴)

- ・ 用途地域内に人口、都市機能が集積しており、利便性は高い。
- ・ 公共交通は市全域を網羅しており、都市機能が集積する地域への到達が可能。学生等の重要な足でもある。
- ・ 観光資源が市内に点在しており、来訪者による経済効果などが期待される。

(今後想定されるリスク)

- ・ 人口減少、高齢化の進展により、都市の活力や利便性の低下が懸念される。
- ・ 財政もさらに厳しくなることが予想され、公共サービスの維持や移動手段の確保が懸念される。
- ・ 津波により、港や沿岸部を中心に居住地や公共施設への浸水被害が懸念される。

- 
- 
- ・ 今後とも人口減少・高齢化の進展が予想される中で、都市機能を拠点地域等へ集約させて、効率的な都市構造の構築が必要。
 - ・ 市民生活の利便性を確保するため、都市機能の集約する地域への移動手段の維持・確保が必要。
 - ・ 観光振興による交流人口の拡大など、地域の活力創出が必要。
 - ・ 想定される災害に備え、安全な市街地の形成が必要。

基本的な考え方

本計画においては、将来的な都市の姿を長期で展望しながら、本計画が思い描く方向に進んでいるかを確認するため、まちづくりの方針(立地の適正化に関する基本的な方針)を踏まえて、都市機能、居住、公共交通、防災の4つの視点により、本計画の進捗状況を確認するための評価指標を設定する。

(方針)

都市機能

①市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導

居住

②都市と集落の持続的発展のための居住の誘導

公共交通

③日南型コンパクトシティを支える公共交通網の維持

防災

④災害リスクを考慮した市街地の安全対策

(評価指標)

都市機能に関する評価指標

居住に関する評価指標

公共交通に関する評価指標

防災に関する評価指標

評価指標と目標値の設定

都市誘導

■方針

「市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導」
吾田、油津、飫肥、南郷、北郷など、現状で商業や医療、公共サービスなどが立地する拠点地域に対して、それら都市機能のさらなる誘導を図り、市民の日常生活の利便性の確保を図っていく。

■評価指標

目標指標	現況値 令和7年(2025年)	目標値 令和27年(2045年)
都市機能誘導区域内の 誘導施設数	33施設	33施設

■出典(現況値)

各施設データ

■目標値の考え方

人口減少にあっても、市民の生活利便性や観光交流や業務機能等による都市の活力を維持するため、令和27年も現状と同数の33施設とする。

【地区別施設数(現況)】

	吾田・ 油津	飫肥	大堂津	南郷	合計
大規模店舗	8	1	0	1	10
オフィス(情報サービス)	9	1	0	1	11
救急告示病院	1	0	1	0	2
子育て支援センター	1	0	0	0	1
地域包括支援センター	2	1	0	1	4
文化センター	1	0	0	0	1
資料館	0	2	0	0	2
市役所本庁舎	1	0	0	0	1
総合支所	0	0	0	1	1
合計	23	5	1	4	33

評価指標と目標値の設定

居住

■方針

「都市と集落の持続的発展のための居住の誘導」

都市と集落がともに持続的に発展していくために、都市機能が集積し生活利便性を享受できる拠点地域周辺への居住を誘導するとともに、都市計画区域外も含めて既存集落の維持を図っていく。

■評価指標

目標指標	現況値 令和2年(2020年)	目標値 令和27年(2045年)
居住誘導区域内の人口密度	29.1人/ha	21.0人/ha

■出典(現況値) 国勢調査メッシュデータ

■目標値の考え方

令和27年(2045年)の居住誘導区域内人口密度は、将来推計人口では20.2人/ha(17,739人)となる見込みである。一方、本計画では、居住誘導区域への居住誘導や都市機能の集約、公共交通との連携等を推進することで、生活利便性の高い区域への居住集積を図る。

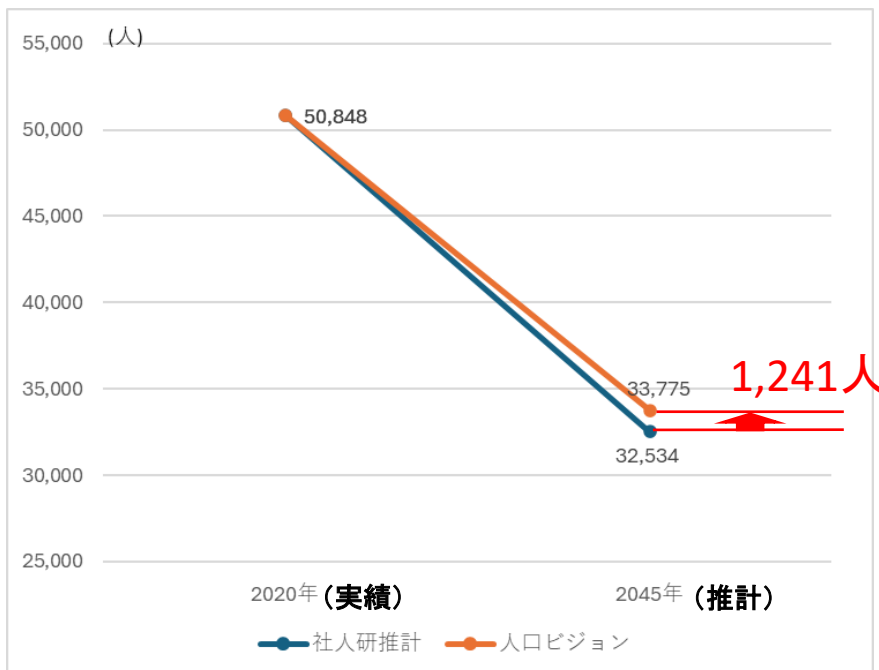
このため、人口ビジョンにおける将来展望人口も踏まえつつ、将来推計人口の人口密度に対して一定の誘導効果を見込み、目標値を21.0人/haに設定する。

3. 計画の推進及び目標値の設定(案)

評価指標と目標値の設定

居住

【将来人口の推計値比較】



【算定根拠】

[日南市全体]

年次	項目	式	人口(人)
2020年	実績		50,848
2045年	社人研推計	①	32,534
	人口ビジョン	②	33,775
	施策による増分	③=②-①	1,241

[居住誘導区域]

年次	項目	式	人口(人)	面積(ha)	人口密度(人/ha)
2020年	実績		25,547	878	29.1
2045年	社人研推計	④	17,739		20.2
	目標値	⑤	18,438		21.0
	増分	⑥=⑤-④	699		<1,241

人口ビジョンでは、市全体の人口は社人研推計(将来推計人口)に比べて1,241人多い。

この施策による増分を居住誘導区域に配分し、人口密度21.0人/haとする。これは市全体の増分以下であり、人口ビジョンとの齟齬は無い。

評価指標と目標値の設定

公共交通

■方針

「日南型コンパクトシティを支える公共交通網の維持」

市内各所と拠点地域間を連携し、拠点分散・ネットワーク型構造を支える市民の日常的な移動手段を確保していくため、公共交通網を今後とも維持していく。

■評価指標

目標指標	現況値 令和8年(2026年)5月	目標値 令和27年(2045年)
市内バス路線数	11路線	11路線

■出典(現況値) 日南市統計書

■目標値の考え方

今後も人口減少の進展に伴い乗車人員の減少が想定されるが、公共交通施策や観光施策との連携を図りつつ、市民の生活利便性を確保するために、現在の路線網を維持していく。

【市内路線バス・コミュニティバス路線】

No	区分	路線名
1	路線バス	宮崎線(965)(飫肥⇄宮崎駅)
2		日南市内線(飫肥⇄油津)
3		北郷線(油津⇄さくらアリーナ)
4		市木線(飫肥⇄幸島)
5		風田線(平山⇄東郷支所)
6	コミュニティバス	細田・隈谷線
7		酒谷・吉野方線
8		大牟礼・中部病院線
9		札之尾・中部病院線
10		大戸野線
11		広河原・猪八重線

評価指標と目標値の設定

防災・減災

■方針

「災害リスクを考慮した市街地の安全対策」

港や沿岸部で津波浸水や市街地周辺での洪水浸水や土砂災害等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成する

■評価指標

目標指標	現況値 令和2年(2020年)	目標値 令和27年(2045年)
ハザードエリア内人口割合	17.4%	15%

※ハザードエリア: 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)、
土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

■出典(現況値) 国勢調査メッシュデータ

■目標値の考え方

市全体の人口に対するハザードエリア内人口割合は、2020年で17.4%であり、2045年は16.6%となる見込みである。本計画に基づき居住誘導区域への居住誘導等を推進することで、災害リスクの高い区域における人口集積を抑制することを目指し、2045年の目標値を15%と設定する。

3. 計画の推進及び目標値の設定(案)

評価指標と目標値の設定

【ハザードエリアと人口メッシュ】

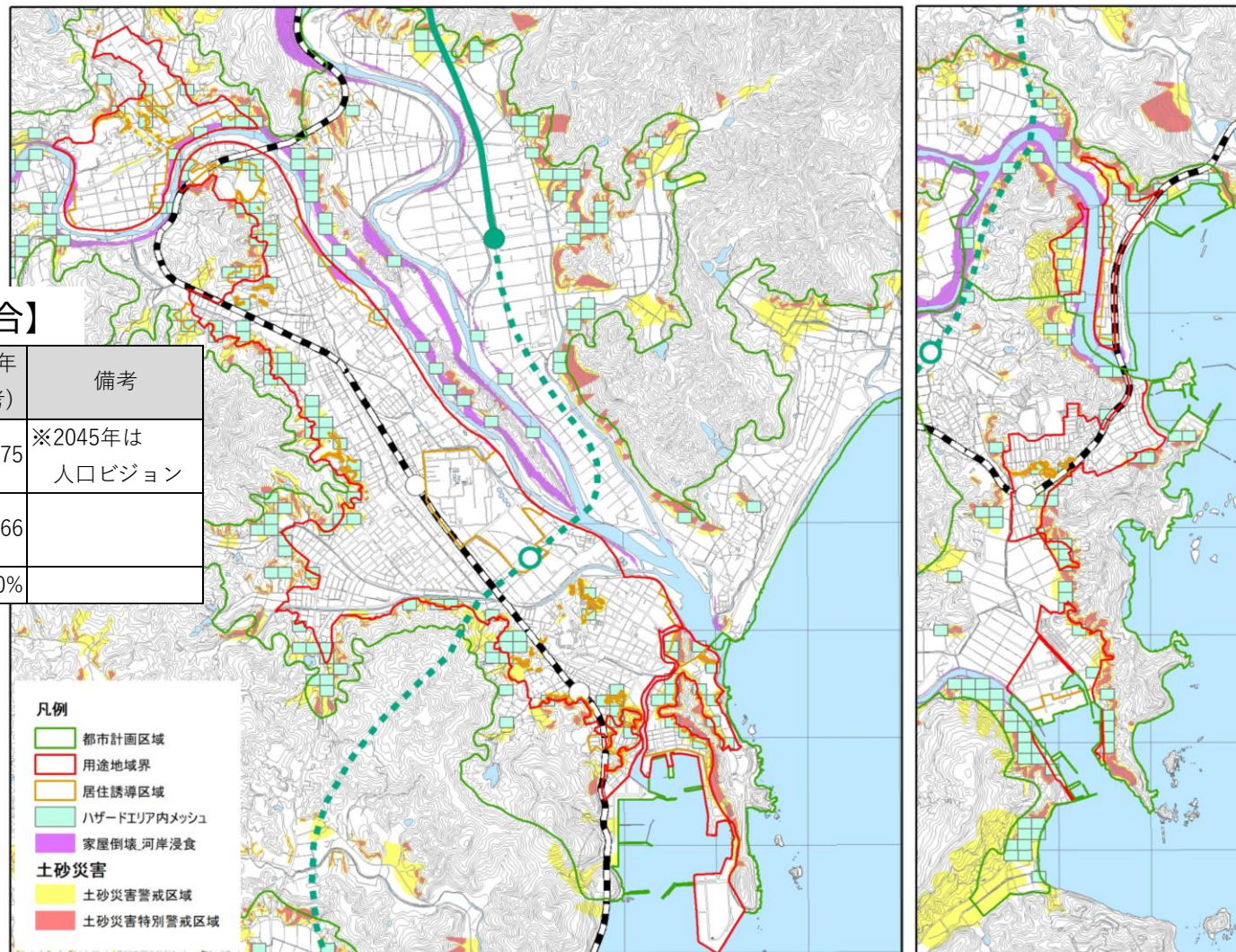
【ハザードエリア内人口割合】

項目	2020年	2045年	2045年 (参考)	備考
日南市人口	50,848	33,775	33,775	※2045年は 人口ビジョン
ハザードエリア 内人口	8,859	5,607	5,066	
割合	17.4%	16.6%	15.0%	

参考：ハザードエリア別人口

種別	2020年	2045年
家屋倒壊等氾濫想定 区域（河岸浸食）	1,497	894
土砂災害警戒区域	7,669	4,894
土砂災害特別警戒区 域	1,011	933

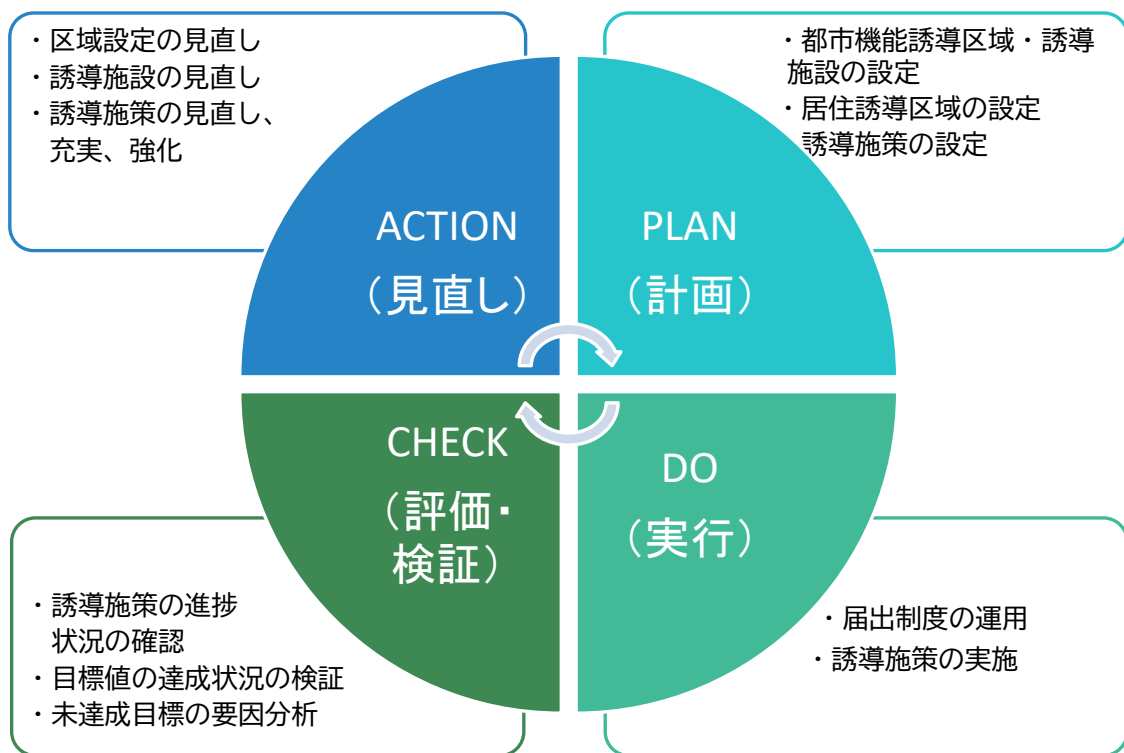
※区域別の人口重複あり



計画の推進に向けて

(誘導施策の進捗状況と目標値の定期的なチェックと計画の見直し)

- ・PDCAサイクルの考え方に基づき、概ね5年おきに本計画に位置付けた誘導施策の実施状況や目標値の達成状況を確認・評価し、計画の進捗状況の検証を行う。
- ・その結果とともに、上位関連計画やハザード情報等の前提条件の変更状況などを踏まえて、誘導施策の見直しや充実、強化等の検討を行うとともに、必要に応じて計画自体の見直し等も検討する。



計画の推進に向けて

(市内での情報共有体制の構築)

- ・PDCAサイクルを円滑に進めるために、関係部署による市内検討会議を開催し、各課での施策の実施状況や計画推進にあたっての課題等を共有し、計画、施策の推進体制を構築していく。

(市民・事業者への積極的な周知・広報)

- ・本計画の推進にあたっては、市民や事業者の理解、協力が必要不可欠であることから、市ホームページや紙媒体等による広報とともに、必要に応じて計画内容や届出制度等の手続きに関する説明会等を開催するなど、積極的な周知・広報を図っていく。